

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- （1）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- （2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （3）労働保険及び社会保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： 100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
 - ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
 - ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

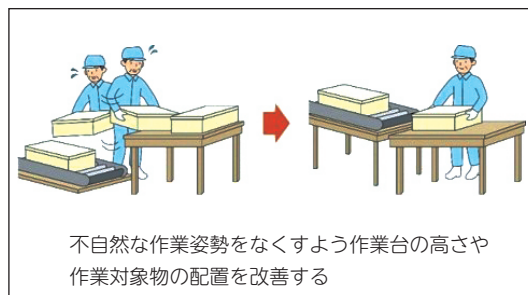
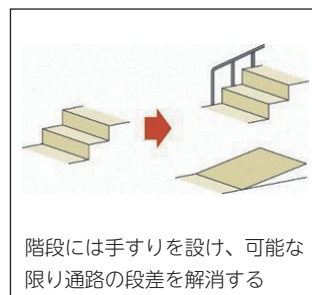
【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
- ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

補助金交付申請（中小企業事業者）

申請期間は6月12日から10月31日までです
コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

審査等（コンサルタント会）

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不交付の決定を行います

交付決定通知の発行（コンサルタント会）

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します

対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います ※**交付決定日以前に支払った費用は補助対象となりません**

実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）

実績報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します ※**支払日から20日以内に提出してください。令和3年1月10日以降の支払分は令和3年1月末日までに提出してください**

確認、補助金の交付（コンサルタント会）

実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

審査等における評価項目

必須項目

- ① 実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ② 事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③ 事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④ 研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤ 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥ 過去1年以内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

加点項目

- ① 実施する対策の取組内容がより効果的、積極的と考えられること。
- ② 安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③ 高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）
（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）



◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載して
いますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>

エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucen@jashcon.or.jp

エイジフレンドリー補助金事務センター（支払関係）

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5
三田労働基準協会ビル5階
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会内

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

エイジフレンドリー補助金 Q&A

具体的には、実施する対策の内容等を審査の上、支給決定を行いますのでご注意ください。

令和2年9月10日現在（改訂1版）

目次

1 補助対象事業者の要件	2
問1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。	2
問2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。	2
問3 一の事業者（企業）が、何度も申請することは可能ですか。	3
問4 建設現場等の有期の事業場は対象となりますか。	3
問5 工場内の作業の改善を行うに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合、申請することができますか。	3
2 運搬用機器・自動車	3
問6 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等は、対象となりますか。	3
問7 ハンドリフト、ホイストは、対象となりますか。	3
問8 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。	3
3 熱中症予防対策等	4
問9 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。	4
問10 暑熱作業のない事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。	4
問11 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。	4
問12 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。	4
4 介護施設、医療機関関連機器	4
問13 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。	4
問14 介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。	4
問15 介護施設等において、車いすは対象となりますか。	4
5 床、段差	4

問 16	事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する場合、対象となりますか。.....	4
問 17	介護施設の中に設けられた和室の出入り口に大きな段差があるため、床を下げたフラットにする工事を行う場合、対象となりますか。.....	4
6	空気清浄機.....	5
問 18	接客サービス業や医療機関において、空気清浄機は対象となりますか。.....	5
7	照明、トイレ.....	5
問 19	作業場所が暗いので蛍光灯をLEDに変える場合の費用は、対象となりますか。.....	5
問 20	和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。.....	5
8	その他.....	5
問 21	交付決定前に発注又は購入した物品の費用、交付決定前に発注又は施工した工事の費用は、対象となりますか。.....	5
問 22	安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象となりますか。.....	5

1 補助対象事業者の要件

問 1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。

答 1 資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合は、常時使用する労働者数により判断します。小売業は 50 人以下、医療・福祉を含むサービス業及び卸売業は 100 人以下、その他の業種は 300 人以下であることが要件です。

問 2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。

答 2 企業全体の労働者数から、①日日雇い入れられる者、②二箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者を除いて数えます。詳しくは下記参考を御確認ください。

【参考】

本補助金における「常時使用する労働者」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第 21 条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当します。

<労働基準法第 21 条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該

当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて 引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問3 一の事業者（企業）が、何度も申請することは可能ですか。

答3 できるだけ多くの中小企業事業者の取組を幅広く支援するため、一の事業者の補助金の支給回数は令和2年度内に1回限りとします。したがって、様々な取組を行おうとする場合には、まとめて申請することをお勧めします。

問4 建設現場等の有期の事業場は対象となりますか。

答4 対象となります。ただし、補助金で取得した設備、機器等については、間接補助金交付規程第10条第5号に記載のとおり、補助を受けた翌年度から5年を経過するまで、補助金の目的に反しての使用、譲渡、廃棄等を行うことはできませんので、補助金の趣旨に従い適切に活用し、管理する必要があります。

問5 工場内の作業の改善を行うに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合、申請することができますか。

答5 補助対象の作業に高齢労働者が従事しない場合は、補助対象となりません。

2 運搬用機器・自動車

問6 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等は、対象となりますか。

答6 トラック荷台へ昇降する際のステップ等は、身体機能の低下を補う設備・装置として高齢労働者の安全衛生確保に寄与するものと認められることから、補助対象となります。

参考：https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020_02/truckbed_a4.pdf

陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために ～荷台昇降設備・装備はありますか？～

問7 ハンドリフト、ホイストは、対象となりますか。

答7 高齢者の身体的な負担を軽減し、安全衛生確保に寄与するものと認められることから、補助対象となります。

問8 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。

答8 テールゲートリフターやフォークリフトは、業務効率化、生産性向上の方に重きがあると考えられるため、補助対象としては認められません。

3 熱中症予防対策等

問9 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。

答9 工場内において暑熱または寒冷な場所での作業を行っている場合は、補助対象となります。

問10 暑熱作業のない事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。

答10 対象外とします。

問11 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。

答11 当該空調服に体温を下げる機能がある場合は補助対象となります。高年齢労働者の人数分が限度となりますので、着替え用の予備は自社にてご準備ください。

問12 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。

答12 対象外とします。

4 介護施設、医療機関関連機器

問13 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。

答13 高年齢労働者の身体的負担軽減及び接触低減による新型コロナウイルス対策に資するため、補助対象とします。

問14 介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。

答14 上下方向昇降機能付き電動ベッドは、介助者の腰痛防止効果は認められるものの、被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、補助対象としては認められません。

問15 介護施設等において、車いすは対象となりますか。

答15 被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、原則として補助対象となりませんが、スライディングボードを使用する際に必要となる片ひじが外せるなど、高年齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する車いすについては、補助対象とします。

5 床、段差

問16 事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する場合、対象となりますか。

答16 O Aフロア化による業務効率化が主目的と考えられるため、対象外とします。

問17 介護施設の中に設けられた和室の出入り口に大きな段差があるため、床を下げてフラット

にする工事を行う場合、対象となりますか。

答 17 労働者も出入りする部屋の段差解消であれば、補助対象となります。

6 空気清浄機

問 18 接客サービス業や医療機関において、空気清浄機は対象となりますか。

答 18 新型コロナウイルスの感染予防のために行う換気の不足を補うための空気清浄機の導入（以下の要件を満たす場合に限る）は、補助対象とします。

- ・空気清浄機がHEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が5 m³/min 程度以上のものであること
- ・人の居場所から10 m³(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること
- ・空気のよどみが発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること

これらの要件について、作業場所の構造や換気状況等の事業場の状況を審査したうえで、支給決定を行います。

7 照明、トイレ

問 19 作業場所が暗いので蛍光灯をLEDに変える場合の費用は、対象となりますか。

答 19 法令により事業者には遵守義務がかかる部分については補助対象となりません。

現在の照明と同程度の明るさ（例60W→60W相当）のLEDに変更することは、節電による経費削減が主目的と考えられるため、補助対象としては認められません。申請の際は、現在の作業場所の照明の配置と明るさ、改善後の照明の配置と明るさ、高年齢労働者の人数と作業位置がわかるような計画を添付してください。詳細についてはお問い合わせください。なお、事務室については対象外とします。

問 20 和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。

答 20 対象外とします。

8 その他

問 21 交付決定前に発注又は購入した物品の費用、交付決定前に発注又は施工した工事の費用は、対象となりますか。

答 21 補助対象となりません。「エイジフレンドリー補助金」のご案内（リーフレット）3ページの申請手続きにあるように、「交付決定通知の発行（コンサルタント会）」⇒「対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）」となっており、補助金の対象となる対策（物品購入の発注、工事施工の発注など）は交付決定日以降に行うこととされています。

問 22 安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象となりますか。

答 22 いずれも対象外とします。